

啓和テラス日本語学校 日本語教育課程等実施規則（学則）

第1章 総則

（目的）

第1条 本校は、我が国で高等教育への進学を目指す外国人留学生に対し、進学に必要な日本語教育及び日常生活や社会生活に必要な日本語教育を行うことを目的とする。

（名称）

第2条 本校は、啓和テラス日本語学校という。

2 本校の英語表記は、Keiwa Terrace Japanese Institute とする。

（位置）

第3条 本校は、埼玉県入間市新久206番地3に置く。

（自己点検・評価）

第4条 本校は、教育の一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成する為、教育活動等状況について自ら点検・及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第2章 授業実施期間、授業日数及び休業日

（始期・終期等）

第5条 本校の日本語教育課程の実施期間は、4月及び10月に始まり、翌々年3月に終わる。

2 前項の実施期間を分けて、次の学期とする。

1 学期	4月1日から6月30日まで
2 学期	7月1日から9月30日まで
3 学期	10月1日から12月31日まで
4 学期	1月1日から3月31日まで

（休業日）

第6条 本校が授業を開講できる日数は1年から休業日を除いた日数とする。

2 本校の休業日は、以下のとおりとする。

（1）土曜日及び日曜日

（2）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）で規定する休日

（3）1学期休暇 3月第4週から4月第1週まで（2週間）

（4）2学期休暇 6月第3（4）週から第4（5）週まで（2週間）

（5）夏休み 8月第1週から第2週まで（2週間）

（6）3学期休暇 9月第4（5）週から10月第1週まで（2週間）

（7）4学期休暇 12月4週から1月1週まで（2週間）

3 教育上必要であり、かつ、やむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。

4 非常災害その他急迫の事情があると校長が認めるときには、臨時に授業を行わないことができる。

第3章 日本語教育課程

（教育課程）

第7条 本校には、以下の表の第一欄に掲げる日本語教育課程を置き、修業期間、目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」（令和3年10月12日文化審議会国語分科会）の尺度で示された日本語能力をいう。）、収容定員数、授業科目及び授業時数はそれぞれ第三欄から第六欄までに掲げるとおりとする。ただし、ここにいる授業時数の1単位時間は、45分とする。

日本語教育課程	修業期間	日本語能力	収容定員数	授業科目	授業時数
進学1年6か月コース	1年6月	B2	20名	総合日本語	860単位時間
				漢字	120単位時間
				試験対策	180単位時間
				キャリアのタネ	40単位時間
				計	1,200単位時間
進学2年コース	2年	B2	40名	総合日本語	1,160単位時間
				漢字	220単位時間
				試験対策	180単位時間
				キャリアのタネ	40単位時間
				計	1,600単位時間

第4章 学習の評価、教職員組織

（学習の評価）

第8条 コース途中及びコースの最終日に実施する試験に基づいて行う。

2 前項の試験は、筆記、聴解、発表、口頭試問、レポート提出又はこれらの組み合わせにより行う。

（教職員組織）

第9条 本校には次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
 - (2) 副校長 1名
 - (3) 主任教員 1名
 - (4) 教員 3名以上（うち本務等教員2名以上／主任教員を含む）
 - (5) 生活指導担当者 1名以上
 - (6) 事務職員 1名以上
- 2 前項のほか、必要な職員を置くことができる。
 - 3 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。
 - 4 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。
 - 5 主任教員は教務の主任を務め、全課程の監督を行う。

第5章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

（入学資格）

第10条 原則として、在留資格「留学」により本校に入学する者の入学資格は、以下の条件を全て満たしていることとする。

- (1) 母国あるいは外国で12年以上の学校教育又はそれに準ずる課程を修了した者、及び修了する見込みのある者
 - (2) 年齢が18才以上の者（最終学歴を卒業後4年以上の者は、面接等にて入学の適正を審査）
 - (3) 正当な手続きによって日本国への入国を許可される見込みのある者
 - (4) 信頼のおける保証人を有する者
 - (5) 進学2年コースは日本語能力試験N5相当を取得した者及び日本語教育の参照枠 A1 相当の会話能力がある者、進学1年6か月コースは日本語能力試験N4相当を取得した者及び日本語教育の参照枠 A2 相当の会話能力がある者
 - (6) 高等学校の成績、生活態度が優秀な者で、留学目的、学校卒業後の進路が明確な者
 - (7) 本校在学中の学費、生活費の支援を、本人または経費支弁者が行える者
 - (8) 専攻したコースの授業を修了するに耐えうる体力を有する健康な者
 - (9) 本校の教育理念、教育目標、教育方針に準じて、留学目的、卒業後の進路が明確な者
- 2 前項の条件に限らず、出入国在留管理庁より在留資格に問題がないと認められた者には、校長は入学を許可することができるものとする。

(入学時期)

第11条 本校への入学は、年2回とし、その時期は4月及び10月とする。

(入学手続)

第12条 本校への入学手続きは、以下のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第19条に定める選考料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続きを完了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可され、かつ東京出入国在留管理局より入国を許可された者は、指定期日までに第19条に定める入学金及び必要な書類を添えて、入学の手続きをしなければならない。

(休学・復学)

- 第13条** 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、3日以上休学しようとする場合は、その事由及び休学の期間を記載した休学届に、診断書等必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。
- 2 休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

(転学・退学)

- 第14条** 在学期間中に退学または転学しようとする者は、その事由を退学（転学）届に記し、校長の許可を受けなければならない。なお、退学しようとする者が退学届を提出しなかった場合、除籍処分とする。

(修了及び卒業の認定)

- 第15条** 校長は、進学2年コースは1,520単位以上、進学1年6か月コースは1,140単位時間以上を履修した者かつ第5条で定められた学期毎に第9条に定める学習の評価を行い、総合して一定の評価を受けた者に対して当該コースの修了を認定する。なお、欠席により履修単位時間を満たさない場合でも、当該内容に関する課題の提出・評価を通じて、履修を認めることがある。
- 2 校長は、前項の規定により在籍するコースの修了を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(賞罰)

- 第16条** 成績優秀にして他の模範となる者については、校長はこれを表彰することができる。

(懲戒処分)

- 第17条** 学生が、本学の学則その他本学の定める諸規則を守れず、その本分にもとる行為があったときには、校長は当該学生に対して懲戒処分を行うことができる。

- 2 懲戒処分の種類は、訓告、及び退学の2種とする。
- 3 次の各号のいずれかに該当する学生は、前項の訓告に該当し、始末書および誓約書を提出するものとする。
 - (1) 出席不良（出席率が80%未満になった場合）
 - (2) 校内の設備・備品・設置物を故意に破損させた場合（補修費用請求）
 - (3) 授業に出席せずアルバイト等を行っていた場合
 - (4) 他の学生に対し迷惑行為をした場合
 - (5) 喫煙指定場所以外、及び学校周辺での喫煙または迷惑行為をした場合
 - (6) その他校則を繰り返し違反する場合
- 4 第2項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対してのみ行うものとする。
 - (1) 日本の条例・法令に違反した者。
 - (2) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者。
 - (3) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者。
 - (4) 正当な理由が無く出席が常でない者（出席不良により訓告を受け、経費支弁者に連絡をしたにも関わらず、翌月から出席状況が改善されない者）
 - (5) 本校の秩序を乱し、その他の学生としての本分に反した者。

第6章 学生納付金

（学生納付金）

第18条 本校進学コースの学生納付金は、次のとおりとする。

※以下の料金表示は、税抜きとなり、実際の支払いは、税込みの金額とする。

税率は、その支払い年月の日本の法令に定められたものを適用する。

（単位：円、税別）

日本語教育課程		選考料	入学金	授業料	教材費	施設費	合計
進学2年コース	1年目	20,000	50,000	770,000	30,000	50,000	920,000
	2年目			770,000	20,000	50,000	840,000
進学1年6か月コース	1年目	20,000	50,000	770,000	20,000	50,000	910,000
	2年目			385,000	10,000	25,000	420,000

（納入）

第19条 学生が本校に籍を置いている期間中は、出席の有無にかかわらず、授業料を所定の期日までに納入しなければならない。

2 納入期日は次の通りとする。

- (1) 入学検定料は、本校への願書提出時までに納入する。
- (2) 入学金、1年目授業料やその他納入金は、入学する前月までに納入する。
- (3) 進学2年コースの2年次の授業料（その他納付金）は、翌年3月までに納入する。

(4) 進学1年6か月コースの2年次の授業料(納付金)は、翌年2学期開始の前月9月までに納入する。

3 学生の授業料は申請学期の初日から計算されるものとする。自己都合により入学が遅れた場合であっても、その期間の授業料の振替、あるいは免除は行わないものとする。

4 休学した場合は、特別の事情として認められない限り、授業料の振替、免除は行わないものとする。

(滞納)

第20条 学生が、正当な理由なく、かつ、所定の手続きを行わずに、授業料及びその他納付金を1ヶ月以上滞納し、その後においても納入の見込みがない場合には、校長は当該学生に対して退学を命ずることができる。

(学生納付金の返還)

第21条 すでに納入された学生納付金は、原則として返還しない。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りでない。

(1) 入学する年度以前(4月入学の場合は3月31日、10月入学の場合は9月30日)に入学を辞退した場合において、既に納入している授業料、その他納付金

(2) 損害賠償額の予定、又は違約金の定めのある性質を有する授業料等の平均的な損害を超えた部分

2 前項の手続をする場合には、次の必要書類のうち、必要とされるものを本学に提出又は提示するものとする。なお、必要とされる必要書類を提出又は掲示しない場合や、事情説明書の内容が十分でない場合には、納付金を返還できないことがあるものとする。

(1) 納付金の領収書

(2) 事情説明書

(3) 未使用の「在留資格認定証明書」

(4) パスポート

(5) その他、本学が必要と判断し、提出又は提示を求めたもの

第7章 雑則

(寄宿舎)

第22条 本校に、寄宿舎を置く。

2 寄宿舎に関し必要な事項は、別に定める。

(学生証)

第23条 入学時に学生証を発行する。この学生証は、在学期間中、学生の身分を証明するものであり、常に携帯していなければならない。

(健康診断)

第24条 本校に入学する学生は、入学時に本国からの健康診断書を提出しなければならない。また、入学後の健康診断は毎年1回実施する。

(忌引き休暇)

第25条 忌引き休暇は、移動時間を含めた期間を以下のとおりとする。ただし、申請期間は、訃報を受けてから7日以内とする。

両親、兄弟 8日

祖父母 4日

(細則)

第26条 本学則の施行に関し、それ以外に必要な事項は、校長が別に定める。

本学則は、2026年4月1日から施行する。